

改正消費者安全法の施行（H31.4.1）による「指定消費生活相談員」制度について

1 消費生活相談業務等の法的位置づけについて

(1) 消費生活相談業務について（消費者安全法第 8 条）

- ①都道府県：市町村の相談業務に対する支援や、市町村が対応困難な広域的、又は専門的な事案に関する相談対応
- ②市町村：住民からの苦情相談への対応

(2) 消費生活センターの設置について（消費者安全法第 10 条）

- ・消費生活センターの設置：都道府県は設置義務、市町村には努力義務として規定。
また、センター設置市町村以外にも、消費生活相談員の配置を努力義務として規定。

2 本県における消費生活相談体制等の状況

(1) 県内市町村における消費生活相談窓口の設置状況

平成 22 年 7 月に河内町に窓口が開設され、全ての市町村において消費生活センター等の消費生活相談窓口が開設されている。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22 以降
相談窓口数	17	21	21	28	36	44 (※)

<相談窓口（44 市町村）の内訳>

- ・消費生活センター：39 市町村
- ・相談窓口：5 町

◆消費生活センターの設置基準（消費者安全法第 10 条、法施行令第 7 条）

- ①専門的な知識・経験を有する者（＝消費生活相談員）が従事
- ②相談日を週 4 日以上開設
- ③パイオネット等を整備

(2) 県内の消費生活相談員の配置状況（H31.4.1 現在）

- ・県内の消費生活相談員数：計 104 名（うち、国家資格等の有資格者：計 93 名）
※H28.4.1 施行の改正消費者安全法により、消費生活相談員が国家資格化された。

[市町村における消費生活相談員の配置数]

配置人数	市町村数	市町村名
1 名	13 市町	下妻市、常陸太田市、北茨城市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
2 名	16 市村	結城市、常総市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、東海村、美浦村
3 名	10 市町	日立市、土浦市、古河市、高萩市、笠間市、取手市、ひたちなか市、守谷市、神栖市、阿見町
4 名	5 市町	水戸市、石岡市、龍ヶ崎市、つくば市、大子町

※県消費生活センター相談員数：9 名

◆消費生活相談員の任用要件（消費者安全法第10条の3）

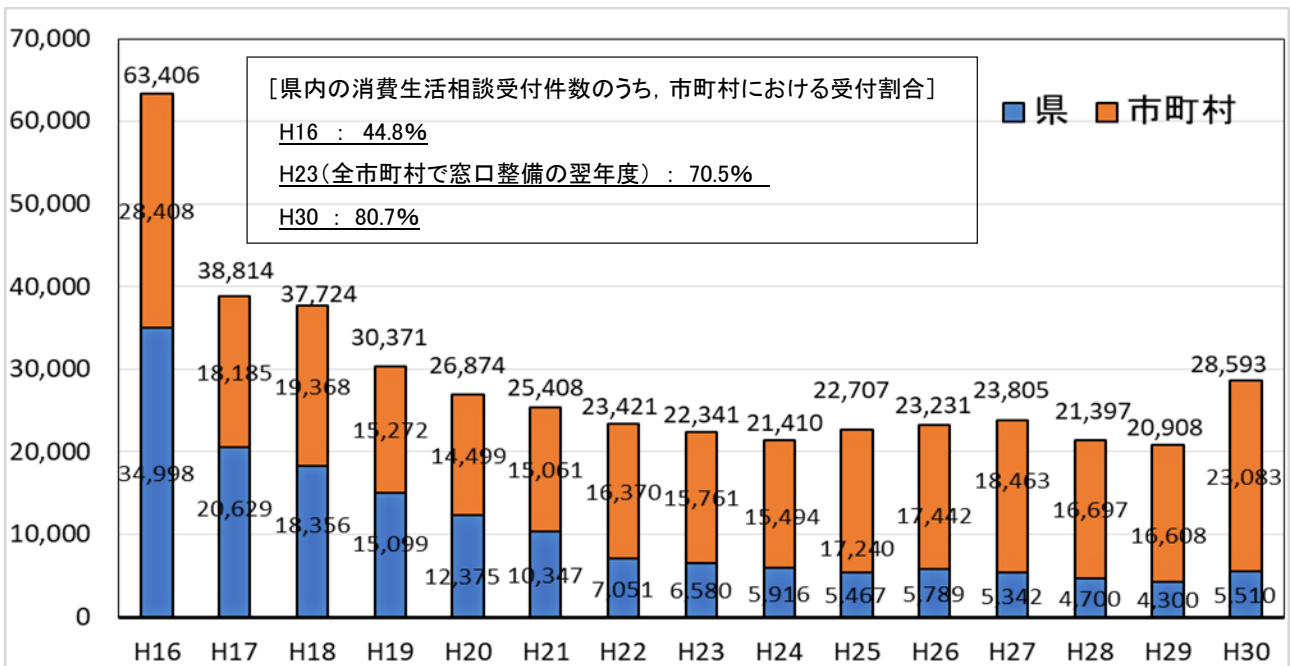
- ・消費生活相談員資格試験合格
- ・消費生活相談員資格試験合格者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者

※経過措置

消費生活相談に関する旧3資格（消費生活専門相談員，消費生活アドバイザー，消費生活コンサルタント）の保有者に対しては，みなし規定を設けるなど所要の経過措置を置いている。

（3）県及び市町村の消費生活相談受付件数の推移

- ・県内生活相談件数のうち，市町村における受付割合は，H16年の44.8%からH30年には80.7%に増加。



3 「指定消費生活相談員」制度について（H31.4.1～）

- ・平成31年4月1日施行の改正消費者安全法により，都道府県知事は，都道府県の消費生活相談員の中から，市町村の消費生活相談に関し助言等の援助を行う「指定消費生活相談員」を指定するよう努める旨の規定が設けられた。
- ・本県では，住民に身近な市町村において，消費者からの相談対応ができる体制の整備・充実に早くから取組を進めており，平成21年度から，市町村相談窓口への支援を専任する「市町村消費生活相談支援員」（消費者安全法に基づく「指定消費生活相談員」ではない）を3名配置し，市町村において相談処理が困難な事案に関して，巡回訪問・電話等で市町村相談員に助言・指導，情報提供などを行うなど，市町村の相談体制を支援している。
- ・消費者安全法の改正による「指定消費生活相談員制度」の開始により，都道府県の市町村の対する助言・協力等の役割がより明確に位置付けられたことから，今後「指定消費生活相談員」の指定を行うなど，制度の趣旨を踏まえた市町村への支援体制強化を図っていく。

◆消費者安全法（抜粋）[H31.4.1 施行]

第 10 条の 4 都道府県知事は、市町村による消費生活相談の事務の実施に関し援助を行うため、試験に合格し、かつ、内閣府令で定める消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務の実施に関し、同条第 1 項第 1 号に規定する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなければならない。

◆指定消費生活相談員に係る消費生活相談員としての実務の経験を定める内閣府令

消費者安全法第 10 条の 4 に規定する内閣府令で定める消費生活相談員としての実務経験は、同法第 10 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務に通算して 5 年以上従事したものとする。

<参考>他県の指定消費生活相談員の配置状況 [H31.4 月現在, 島根県調査による]

区 分	都道府県数 (本県以外)
配置済み	13
配置予定	10
配置しない	3
その他(未定・検討中)	20